

作業許可関係

(様式3-1) 規則第61条の申請書の様式

保安林（保安施設地区）内立竹伐採等許可申請書

第 号
年 月 日

富山県〇〇農林振興センター所長 殿

申請者 住所 富山市新総曲輪1-7
氏名 富山生産森林組合
組合長 〇〇 〇〇

次の森林（土地）において次のように（①立竹を伐採 ②立木を損傷 ③家畜を放牧 ④下草、落葉又は落枝を採取 ⑤土石又は樹根を採掘 ⑥開墾 ⑦土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第34条第2項（第44条において準用する同法第34条第2項）の規定によりその許可を申請します。

森林（土地）の所在場所	〇〇市△△字□□**	
保安林（保安施設地区）の指定の目的	例 土砂の流出の防備	
行為の方法	変更の目的：作業道〇〇〇線の開設及び木材集積場の設置 行為の種類：土地の形質の変更 内容及び面積：木材集積場（0.0600ha） 作業道（0.0320ha）計0.0920ha 変更の状況：バックホウによる切盛土 目的達成後の取扱い：切盛り土箇所は地山に復旧し、植栽を行う	
期間	始期	**年*月*日（許可の日から）
	終期	**年*月*日
備考		

※既に許可を受けたものについて期間を延長する場合は備考欄に延長しようとする許可の許可日、番号を記入すること。

保安林の有無、指定の目的、施業の要件等は、所管の農林振興センターへご相談ください。

記載例

注意事項

- 1 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること
- 2 行為の種類として、本文中の①～⑦のうち該当するものを○で囲むこと。
- 3 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い。
 - (2) 木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い。
 - (3) 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法。
 - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法。
 - (5) 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い。
 - (6) 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い。
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い。
- 4 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 5 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。
- 6 添付書類については、行為の種類別に原則以下のとおりとするが、必要に応じて市町村長の意見など必要な書類を求めるものこと。

記載例

行為の種類

区分	内容
A	林道（車道幅員が4m以下のもの）等 森林の施業・管理に資する林業専用道、森林作業道及び規格構造がこれらに類する路網
B	送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台 森林の保健機能増進に資する施設（県基準別表6の区分2に該当するもの） 森林の有する保安機能を維持・代替する施設（県基準別表6の区分3に該当するもの）
C	森林の施業・管理に資する作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等施設等の幅が1m未満の線的なもの（水路、へい、棚等） 一時的な変更行為（県基準別表6の区分4の（2）に該当するもの）
D	行為の種類①～⑥（立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾） 変更行為に係る区域の面積が0.05ha未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5m未満の点的なもの（標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計等）
E	解除予定森林内での作業許可行為

添付書類

○：添付を要するもの ×：添付を要しないもの

区分	A	B	C	D	E	備考
1 事業計画書		○	○	○	○	様式3-6
2 土地を使用する権利を有していることを証する書類		○	○	○	×	林野所管の国有林の場合は「国有保安林における土地の形質変更等に係る承諾書」とする。 民有林の場合で国又は地方公共団体が事業主体又は申請者の場合は不要
3 申請者の信用、資力を証する書類		※	※	※	×	※必要に応じて、ただし国又は地方公共団体が事業主体又は申請者の場合は不要
4 他法令による許認可の写し	別 表	○	○	○	○	
5 位置図		○	○	○	○	
6 面積計算図		○	○	×	○	
7 事業計画図		○	○	×	○	
8 現況写真		○	○	○	○	
9 構造図		○	※1	※2	※2	※1 作業小屋の設置のみ ※2 必要に応じて
10 縦・横断面図		※	×	×	×	※国又は地方公共団体が道路を設置する場合は不要
11 標準断面図		○	○	×	※	※必要に応じて

保安林の有無、指定の目的、施業の要件等は、所管の農林振興センターへご相談ください。

別表

	林道（車道幅員が4m以下のもの）等 ※3	林業専用道 ※4	森林作業道 ※5
実施計画書（位置、規模、構造、工程、他法令の許認可等を記載したもの）（様式3-6参考）※6	○	○	○
実施設計図			
位置図(1/50,000)	○	○	○ (路線計画図では位置が確認できない場合)
平面図(1/1,000)	○	○	
路線計画図(1/5,000) (森林計画図等に予定線形を示したもの、実測不要)			○
縦断面図（1/100 又は 1/200）	○	○	
横断面図(1/100 又は 1/200)	○	○	
溝きよ等構造図(1/500 以上)	○	○	
標準図（土工標準図・構造標準図）	○	○	○ (土工標準図又は標準横断面面のいずれかで可)
標準横断面図 ※7			○ (土工標準図又は標準横断面面のいずれかで可)
排水処理の方法及び溝きよ等の位置図（常水がある場合）			○
土量計算書 ※8	○	○	
残土処理の方法及び処理場位置図 (残土が発生する場合)	○	○	○
使用承諾書（申請者が所有権を有していない場合）	○	○	○
現地写真	○	○	○

※ 林業専用道、森林作業道の区分については、富山県作業道開設基準による。

※ 林業専用道、森林作業道と呼称されるものであっても、車道幅員3.0mを超えるもの(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)については、「林道」の区分により取り扱う。

※ 許可の更新を行う際は、前回の申請と同じ書類、その他不要と判断される書類は添付を省略してもよい。

保安林の有無、指定の目的、施業の要件等は、所管の農林振興センターへご相談ください。

記載例

- ※3 「林道規定」(昭和48年4月1日付け林野道第107号)に基づく路網であって、車道幅員が4m以下のものが該当するほか、これと同等の規格構造の路網についても準用。
- ※4 「富山県林業専用道作設指針」に基づく路網が該当するほか、これらと同等の規格構造の路網についても準用。
- ※5 「富山県森林作業道開設基準」に基づく路網であって、余裕幅が付加されている場合も該当するほか、これらと同等の規格構造の路網についても準用。
- ※6 実施計画書については、必要事項が許可申請書等別途書類に記載されている場合は、添付省略可。
- ※7 標準横断図面は、標準的な切土及び盛土の断面のみを同一の図面に表示(法面の高さ、土質別の勾配等を表示すること)した標準的な横断図面。
- ※8 土量計算書については、切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することも可。